

第5章 ASR 引取基準

1. ASR 引取基準の基本的な考え方

- ASR の円滑で効率的な引取りと再資源化の実施のために、自動車メーカー等が ASR の引取基準を設定します(法第 22 条)。

(1) 引取基準設定の前提

① 法律に基づき、ASR のみを引取り対象とします。

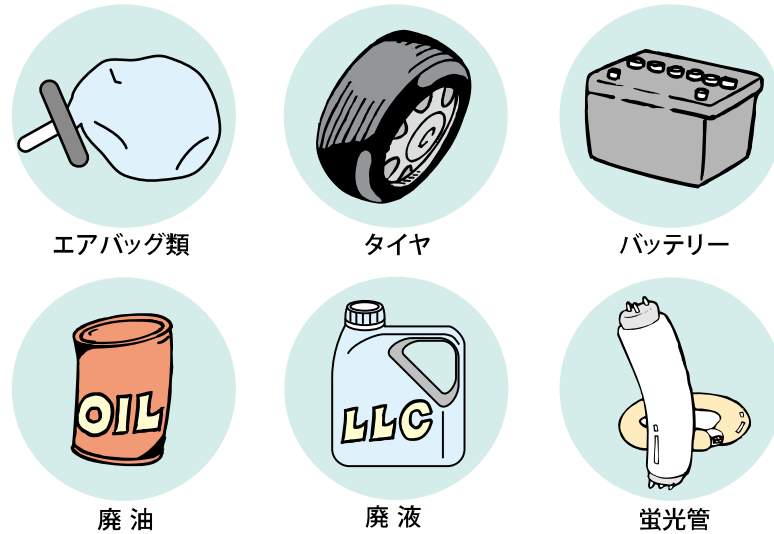
【ASR の定義】

解体業者・破砕業者の再資源化基準に従って「事前選別処理品目」の回収等が行われた後発生する自動車由来のシュレッダーダストのことです。ASR=Automobile Shredder Residue

事前選別処理品目

ア) 法第 16 条および規則 9 条に定められた再資源化基準に従い、解体業者の義務として適正に回収されるべきもの

- エアバッグ類
※取外しもしくは車上作動処理が必要
- タイヤ(スペアタイヤも含む)
- バッテリー(鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池)
- 燃料、オイル、ロングライフクーラント等の液類
- 蛍光管(大型バス等の室内照明用のもの)

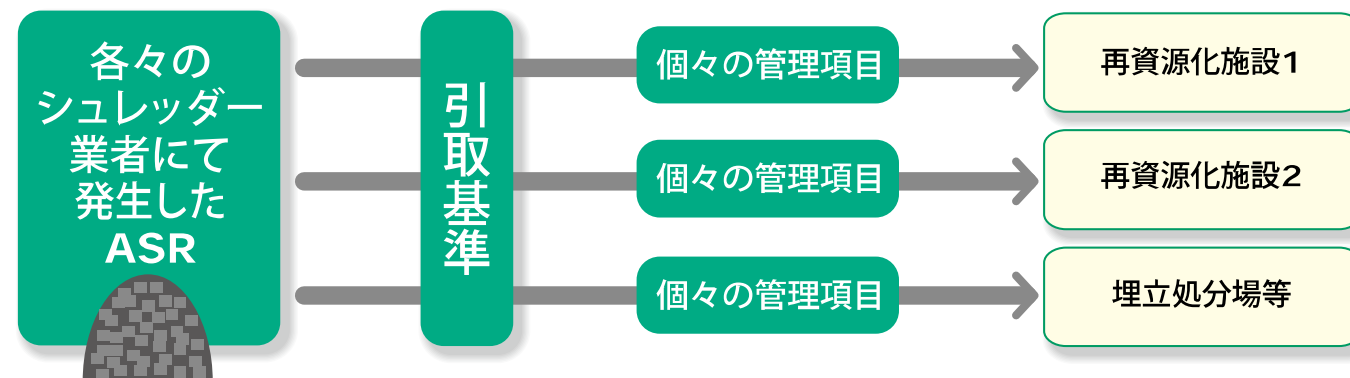


- イ) 室内・トランク内のゴミ
- ウ) 足回り等の著しい土砂

- ② ASR の引取重量は、自動車メーカー等が予め各車台一台ごとに設定した ASR 基準重量(電子マニフェスト上で確認可能)の範囲内とします。
- ③ ASR の引取基準に適合しているかどうかは、各チームが定める指定引取場所において確認します。

2) 施設ごとの基準への対応

- 施設ごとに独自の管理項目がある場合は、シュレッダー業者との取決めにより管理します。



2. 具体的な ASR 引取基準

- ASR 引取基準は下記のように設定しています。

項目	検査項目	基準
性状	異物	異物(非自動車・事前選別処理品目)の混入がないこと
	水分・土砂含有率	降雪寒冷地においてのみ、個別事業者ごとに設定した値以下であること*
引取りの方法	引取場所	各チームの定める指定引取場所であること
	引取りのタイミング	事前の取決めに従ったタイミングでの搬入であること
	移動報告	要件を満たした電子マニフェスト上の引渡報告が行われていること
荷姿	荷積み形態	ASR の飛散や雨水が侵入しない運搬形態であること(カバー等)
	運搬単位	電子マニフェスト上で登録済みのトラック単位での運搬であること(原則として 10t トラック以上) なお、ASR 発生量の少ないシュレッダー業者には特例を設定
	異常な水もれ	荷室内より水もれのないこと

※一般地区については ASR 基準重量算出時に水分量を加えています

3. 引取基準不適合時の処置

原則 ASR の指定引取場所において ASR 引取基準に適合しない場合 (ASR 中に異物[※] の混入が認められた等) は、その搬入単位すべてについて引取りを拒否することがあります。

- ・ 遠距離運搬のケースで引取りを拒否する場合、チームは運搬費補助を一切せず、シュレッダー業者の負担となります。
- ・ 荷降ろし後に異物混入が検出された場合は、チームとシュレッダー業者との協議により異物は別枠で取り扱うこととし、別枠処理にかかる費用については、原則として、すべてシュレッダー業者の負担とします。

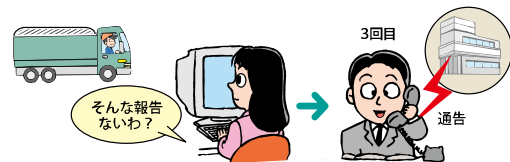
※ 不適合時の処置については、チームとシュレッダー業者が覚書を取りかわします。やむを得ない理由があるか否かについてはチームとシュレッダー業者が協議の上判断することになります。支払いの方法 (シュレッダー業者が直接 ASR 処理施設に支払うのか、自動車メーカー等を通して支払うのか) については別途調整し決定します。

※「異物」とは、非自動車物品 (家電・自動販売機・パチンコ台等の破碎屑、塗料缶・プラスチック箱等の物品や破碎屑、その他)、事前選別処理品目、シュレッダー処理されていないもの、移動報告が行われていない車台の部品、等をいう

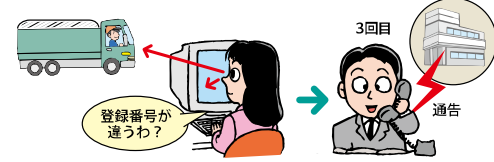
(1) 荷降ろし前に不適合が判明した場合

- ・ 下記の場合について引取りを拒否することがあります (各事業者に連絡します)。さらに、各不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うこともあります。

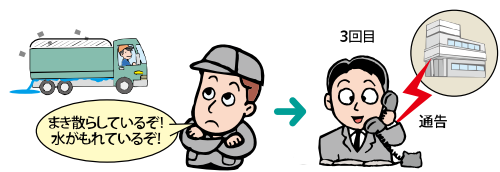
① 電子マニフェスト上での引渡報告が行われていない場合 (入力もれや計画外持込)



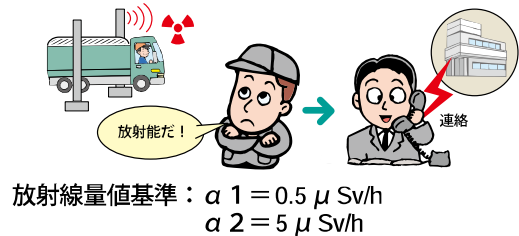
② 引渡報告に入力されていないトラック (登録番号) で搬入された場合 (入力ミス等)



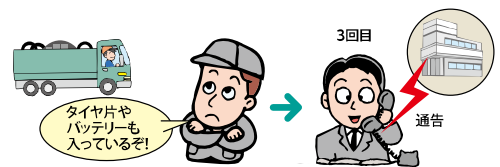
③ ASR が飛散したと思われる運搬形態や荷台からの異常な水もれの状態で搬入された場合



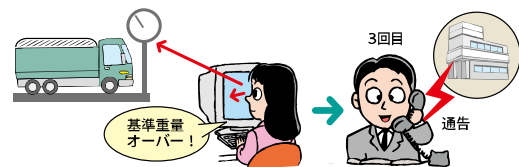
④ 放射線検査装置で異常値が検出された場合
検出レベルによりアイソトープ協会、放射線専門会社へ連絡します。その結果によっては、所轄省庁・自治体に通告等の処置を行います。



⑤ 目視検品で異常が認められた場合



⑥ ASR 実重量が ASR 基準重量合計をオーバーする場合



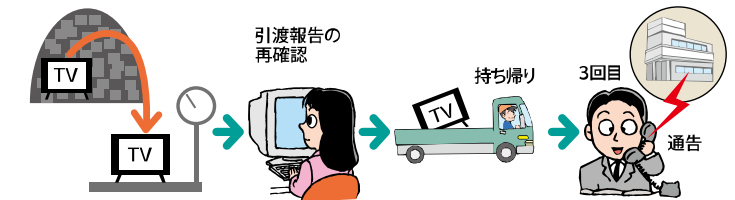
※重量計の誤差等の扱いは現在検討中

(2) 荷降ろし後に不適合が判明した場合

- ・ 目視検品で異常が認められた場合、シュレッダー業者立会いの下、「除去可能」か「処理可能」かを判断します。さらに、各不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うことがあります。

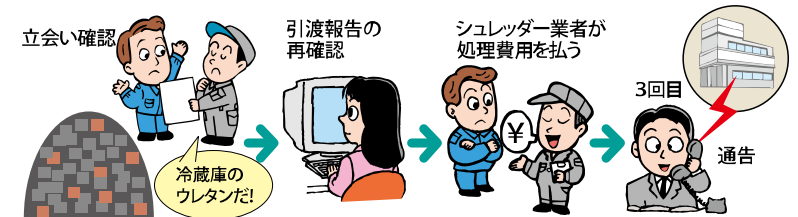
① 除去可能

- ・ 異物を除去・重量測定し、正味 ASR 実重量をシュレッダー業者に連絡します。
- ・ シュレッダー業者は減算結果を基に引渡報告の修正をします。
- ・ ASR 指定引取場所は修正された引渡報告を確認し、引取報告を行います。
- ・ シュレッダー業者は異物を持ち帰ります。



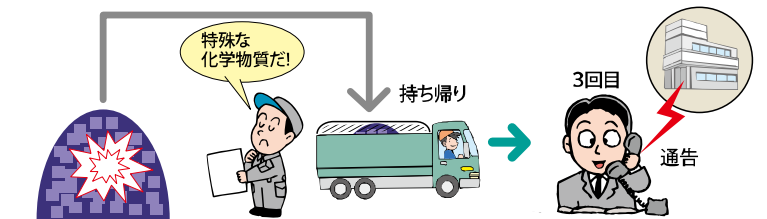
② 除去不可能であるが処理可能

- ・ シュレッダー業者立会いの下、異物混入率 (正味 ASR 実重量) を算定します。
- ・ シュレッダー業者は減算結果を基に引渡報告を修正します。
- ・ ASR 指定引取場所は修正された引渡報告を認め、引取報告を行います。
- ・ シュレッダー業者は異物分処理費を ASR 処理施設に支払います。



③ 除去不可能かつ処理不可能

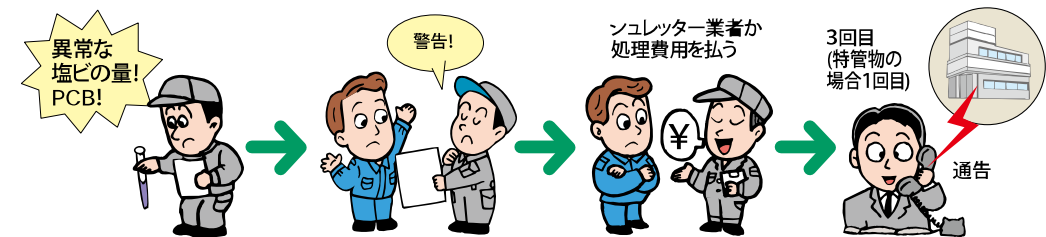
- ・ 原則として、引取りを拒否します。
- ・ シュレッダー業者はすべてを持ち帰ります。



(3) ASR 処理後に不適合が判明した場合

次のステップで処理することになります。

- ・ ASR 処理施設はシュレッダー業者に不適合状態を連絡します。
- ・ シュレッダー業者は ASR 処理施設に、原状復帰や異物処理の費用算出を依頼します。
- ・ ASR 処理施設は処理費用をシュレッダー業者に請求します。
- ・ シュレッダー業者は ASR 処理施設に費用を支払います。



不適合の回数に応じて所轄省庁・自治体へ通告を行うことがあります。
特別管理廃棄物 (PCB、強酸、強アルカリ、等) 検出の場合は、即時所轄省庁・自治体に通告を行う予定です。